

児童手当現況届

6月30日(火)までに提出を

児童手当を受給中の人へ

現況届の用紙を郵送しますので、6月中に必ず提出してください。提出がない場合、受給資格があっても手当を受けることができませんのでご注意ください。



- 提出書類
 - ・受給者の健康保険証の写し(国民年金加入者は不要)
 - ・平成27年度児童手当所得証明書(平成27年1月1日現在で本市に住所を有しない人)
 - ・生計監護申立書(受給者と児童が住所を別にする場合。現況届の裏面)
 - ・児童の世帯全員分が記載された住民票(児童が市外に住所を有する場合)

- 提出先
 - 子育て支援課、市民課(合志庁舎)、須屋支所、泉ヶ丘支所
 - ※6月の日曜開庁(合志庁舎・午前9時～午後1時)でも受け付けています。
 - ※本年度は子育て世帯臨時特例給付金の受け付けを同時に行いませんので、給付金の返信用封筒で郵送提出もできます。

- 児童手当とは
 - 支給対象
 - ・中学校修了までの児童を養育している人(父母ともに収入がある場合は、健康保険や税の扶養をしていて、生計をみている比重が重い人)に支給されます。ただし、前年(1～5月分)について

- 支給し続ぎ
 - 児童を養育する家計の主たる生計維持者が申請し、住所地の市区町村長(公務員は勤務先)の認定を受けることにより、申請した翌月分から支給されます。
 - 支払い時期
 - 原則として毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支給されます。
 - 所得制限限度額
 - 所得制限限度額は、前年(1～5月分)については前々年の所得額で判定します。また、所得には一定の控除があります。なお、所得制限限度額は年によって変更されることがあります。詳しくは子育て支援課(公務員の方は勤務先)へお問い合わせください。

児童手当支給月額

対象	金額
3歳未満(3歳の誕生日まで)	一律 15,000円
3歳以上小学校修了まで	第1・2子 10,000円 第3子以降 15,000円
中学生	一律 10,000円
所得制限者(特例給付)	児童1人につき 5,000円

いては前々年の所得が一定額以上の場合には、児童手当額は左記のとおり減額されます。(特例給付)

所得制限限度額

扶養親族等の数	所得額	収入額
0人	622万円	833万3千円
1人	660万円	875万6千円
2人	698万円	917万8千円
3人	736万円	960万円
4人	774万円	1,002万1千円
5人	812万円	1,042万1千円

なお、具体的な所得制限限度額は次のとおりです。

※所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある人の限度額(所得額「ペー」は、右記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額)
 ※扶養親族などの数が6人以上の場合の限度額(所得額「ペー」は、1人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額)
 ● 問い合わせ先
 子育て支援課(西合志庁舎)
 ☎(242)1159



受け付けが始まります

子育て世帯臨時特例給付金

問い合わせ先 子育て支援課(西合志庁舎)
 ☎(242)1159

子育て世帯臨時特例給付金の申請を受け付けます。支給の対象となる可能性のある人に、6月初めに児童手当現況届と共に申請書などを郵送します。

- 給付対象 次の要件を満たす人
 - ①平成27年6月分の児童手当の受給者
 - ②平成26年分の所得が児童手当の所得制限額未満
- 給付額
 - 対象児童1人につき3,000円

※臨時福祉給付金の対象児童や生活保護制度の被保護者にあたる児童も含まれます。

- 申請方法
 - 申請書に同封された返信用封筒に必要書類を入れ、返送してください。
 - ※子育て支援課、市民課(合志庁舎)、須屋支所、泉ヶ丘支所、6月の日曜開庁(合志庁舎・午前9時～午後1時)でも受け付けています。

- 申請に必要な書類
 - ①申請書
 - ②本人確認の書類写し(免許証・保険証・旅券・住民基本台帳カードなど)
 - ③振り込み希望の金融機関口座番号が

分かる通帳部分の写し(キャッシュカードも可)

※児童手当振込口座を希望する場合、

- ②③は不要です。

- 申請受付期間
 - 6月1日(月)～30日(火)

※児童手当現況届と同時に受け付けを行ないますので、申請期間が昨年より短くなります。

- 支払(振込)予定日
 - 10月9日(金)

※児童手当の支給日と同日

職場から児童手当を受けている公務員の人へ

申請書は郵送しませんので、所属庁が交付する証明済みの申請書を、5月31日時点で住んでいる自治体に提出してください。公務員の人の申請期限は8月31日(月)です。

※自治体により期限は異なります。※期限を過ぎると受け付けることができませんのでご注意ください。



国民年金保険料の納め忘れはありませんか

後納制度が9月末で終了します

問い合わせ先 健康づくり推進課
 熊本西年金事務所

国民年金班(西合志庁舎)
 ☎(242)1183
 ☎(055)3261

後納制度とは、過去10年以内に国民年金保険料の納め忘れがある人が申し込みをすると、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り国民年金保険料を納めることができる制度です。

後納制度を利用することで、年金額が増える場合や、納付した期間が不足して年金を受給できなかった人が年金受給資格を得られる場合があります。

後納：納め忘れがある(未納)期間を納付する
 追納：免除の承認を受けていたが後から納付する

- 利用できる人
 - ①20歳以上60歳未満の人で、10年以内に納め忘れの期間(免除以外)や未加入期間がある人
 - ②60歳以上で年金受給資格がなく任意加入中の人など
- 申し込み先
 - ※60歳以上で老齢基礎年金を受け取っている人は申し込みできません。
 - 熊本西年金事務所

国民年金保険料の免除期間・猶予期間がある人へ

「追納」をお勧めします

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除)・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。

そこで、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、これらの期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納めることができます(追納)。

ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年目以降に追納すると、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納の申し込みは、熊本西年金事務所までお願いします。

